



第1号様式（2枚目）【注意事項】

【調理内容などを様式中に記入しきれない場合】別紙（書式自由）に必要な事項を記入して添付してください。

【営業許可・届出の要否】

業として食品を提供することは営業であり、営業許可又は営業届出が必要な食品の提供を行う場合は、**事前に**営業を許可され又は営業を届け出なければなりません。

無許可や無届出の出店は、食品衛生法違反となることがあります。

なお、行事において業として食品を提供することは、以下の**いずれかに**該当することを指します。

1. 地域行事\*以外で食品を提供すること。

※地域行事

（いずれも行事の日数は1回当たり3日以内、回数は年4回以内）

(1) 学校・幼稚園・保育所、児童館、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設・医療機関におけるバザー、祭り、餅つき（施設内や地域との交流を目的としたものに限る。）

(2) 町内会・自治会・マンション管理組合によるバザー・祭り・餅つき（居住者の交流を目的としたものに限る。）

(3) (2)以外の地域の団体等による地域住民同士の交流や団体の活動理念の普及を目的としたもの（その団体等の所在地や活動範囲で行われるものに限る。）

(4) 神社・仏閣の縁日・祭礼（参拝客へのもてなしとして無償・実費程度で甘酒や餅をふるまうものに限る。）

(5) 商店街における祭り（商店街への集客を目的としたものを除く。）

(6) 市による市民祭、区民祭、花火大会のほか、産業振興、文化芸術振興、社会福祉振興を目的とした祭り（市が主催、共催又は事務局を担当するもの及び市有施設の指定管理者等が開催するものに限る。）

(7) 生産者団体による市内農業の活性化を目的としたもの（採取品の直売に限る。）

(8) 企業の敷地内での祭り（企業の従業員等が地域住民をもてなすために調理するものに限る。）

2. 営業と捉えられる形態（同様の形態で複数の行事に出店する、施設の屋号を掲げる、主催者から礼金・委託金等の出店に伴う対価を得る等といった営利活動と捉えられる出店を継続的に行うもの。）で食品を提供すること。

3. その他、保健所長が業として食品を提供するとみなすこと。

【取扱食品・品目数】

行事で提供できる食品の種類と1施設当たりの品目数は、以下のとおりです。自身が提供可能な食品を選択ください。

		品目	品目数
営業者以外		・原則、全ての食材を現地で十分に加熱調理する食品	原則1品目
		・食品営業施設で調理・販売等された食品	衛生上支障のない範囲
営業者			
営業許可			
	自動車	許可自治体が確認した品目	左に同じ。
	屋台型臨時営業	・原則、全ての食材を現地で十分に加熱調理する食品 ・非加熱又は加熱不十分な状態で喫食しても衛生上支障のない果物や加熱済みの食材を、調味料やたれ、液体状にした菓子等と併せただけの食品	1品目
	簡易固定型臨時営業	・非加熱の食肉、魚介類及び鶏卵、生クリーム並びにソフトクリーム以外の食品	タンク容量に応じて 1品目又は複数品目
	営業届出	衛生上支障のない範囲	衛生上支障のない範囲

出店概要書(食品提供関係)

以下のとおり、出店します。

※2枚目の注意事項を確認した上で、記入すること。

出店者	住所	川崎市○○区○○町1-1-1 *記載してほしいのは出店者の住所、法人所在地 ※個人、法人、団体の所在地		
	氏名	個人：新ゆり まちこ 店舗責任者●●●●● ●●●●● ※当日の店舗責任者名もご記入ください 法人：株式会社新ゆり 新ゆり まちこ 店舗責任者●●●●● ●●●●● 団体：○○大学○○ゼミ 代表 新ゆり まちこ ○○市観光協会 会長 新ゆり まちこ 店舗責任者●●●●● (団体の場合は、団体名+代表者名)		
	電話	044-000-△△△ 当日連絡先090-××××-××××× ※開催日に連絡がつく電話番号も記載		
出店施設	名称	菓子工房×× ※出店する店舗の名称(屋号)		
	形態	<input type="checkbox"/> 組立て式テント <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他( )		
	営業者記載欄	<input type="checkbox"/> 営業許可施設 ( <input type="checkbox"/> 屋台型臨時営業 <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 簡易固定型臨時営業 ) <input checked="" type="checkbox"/> 営業届出施設 (営業者は食品の取扱いに応じた許可又は届出が必要です。) (無許可又は無届出での出店は食品衛生法違反となります。)		
取	品目	①クリームパン②スコーン③マフィン④サンドイッチ ※キッチンカーは許可取得時に申請した品目 ※屋台型臨時営業は加熱調理品、簡易調理品のうち1品目のみ (例：焼きそば) (複数品目扱う場合は、①○○②○○…と記入する。以下同じ。)		
	食数	(予定数) 120 食 / 1日		
	調理内容(現地調理する場合のみ記入)	※キッチンカー、屋台型臨時営業のみ記入		
食品の概要	材料	場所		
		内容		
	下処理	場所		
		内容		
現地調理内容				
販売内容(仕入れた食品や収穫した農作物を販売する場合のみ記入)	※食品、食品(農作物)、農業生産者、キッチンカー記入			
仕入先	住所	○○県△△市××町1-3-2		
	名称	斉藤商店		
試験試食	<input checked="" type="checkbox"/> 有	対象品目	マフィン	
	<input type="checkbox"/> 無	実施方法	営業許可施設にてカット・容器包装したものを40食用意。包装のまま試食分として提供し、ブース内にごみ箱を設置する。	

●「営業許可施設」に該当する出店施設  
①キッチンカー  
(※川崎市内で営業可能な自動車に限ります)  
②テント内で調理販売する  
(※屋台型臨時営業の許可が必要です)  
●「営業届出施設」に該当する出店施設  
次の①～③いずれか1つでも取扱いがある場合  
(※屋台型臨時営業の許可が必要です)  
①冷蔵・冷凍状態で販売する  
②消費期限など、期限の短い食品を販売する  
③農産物を仕入れて販売する  
●以下の場合にはチェック不要です  
①常温で長期保存可能な食品を販売する  
②農業生産者 (※自ら育てている農作物を販売する)  
※出店概要書の他に、営業届出が必要な方には、麻生区衛生課から連絡が入ります。

自動車(キッチンカー)は営業許可申請時に当該自動車にて調理可能と確認した品目のことです

キッチンカー、屋台型臨時営業のみ記入

自社製品の場合は製造所の住所、名称を記載

※食品を販売する出店施設が対象です